

食安輸発第0510001号
平成19年5月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産植物性タンパクの取扱いについて（一部改正）

標記については平成19年5月2日付け食安輸発第0502001号にて通知したところですが、今般、米国食品医薬品庁（FDA）及び米国農務省（USDA）の調査により、メラミンに汚染されていたとされる小麦グルテンや米タンパクは、小麦粉にメラミン及びメラミン関連化合物を添加したものであることが判明したことから、当該通知の検査対象に中国産小麦粉及び小麦粉を使用した調製粉類を追加するとともに、FDAにおいてメラミン等の検査方法の改定法が公表され、分析対象にメラミン関連化合物が追加されたことから、当該通知別添の検査方法をこれに改めます。ついては、改正後の通知を別添に示すので、対応方よろしく申し上げます。

(別 添)

食安輸発第0502001号
平成19年5月2日
(最終改正：平成19年5月10日)

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

中国産植物性タンパクの取扱いについて

中国産小麦グルテンの取扱いについては、平成19年4月19日付け事務連絡にて連絡したところですが、当該企業以外の企業の製造する植物性タンパクにもメラミン関連化合物が含まれる可能性があるとの情報を入手したことから、下記により検査を実施することとしたので対応方よろしくお願ひします。なお、併せて企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようお願ひします。

記

1. 検査対象及び頻度

中国産の米及び小麦を原料とするタンパク（グルテンを含む）、小麦粉並びに小麦粉を使用した調製粉類について輸入の都度、貨物を保留し検査すること。

2. 検体採取方法及び試験実施機関

平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号 別添の別表第2「添加物②不均一に分布するもの」により検体を採取し、横浜検疫所及び神戸検疫所輸入食品検査・検査センターにおいて試験を実施すること。

3. 検査方法

米国食品医薬品庁（FDA）が公表している方法（<http://www.fda.gov/cvm/default.html>）を準用すること。

4. その他

検査によりメラミン及びメラミン関連化合物を検出した場合にあつては、製造工程におけるメラミン及びメラミン関連化合物の使用の有無を確認するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡すること。

なお、1の検査対象以外の中国産植物性タンパク（大豆タンパク等）については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号に基づき、モニタリング検査を実施すること。